

# ワンポイント!!

【こんなときはどうすればいいの?】

## 海外へ行く場合 (留学・長期旅行など)



法律では、国保は住所地の自治体に加入すると定められています。したがって、住所が日本か海外のどちらにあるかで異なります。

【住所は日本】→国保の手続きは必要ありません。

※海外で医療機関にかかった場合、日本で治療したものと再計算した金額の7割分が戻ってきます。

【住所は海外】→海外転出の手続きと同時に国保から抜けます。

## 学生が一人暮らしや寮生活をする場合

学費や生活費を親からの仕送りを受けていて、自分には収入がないという方の場合、住所は生活している場所に異動することになります。国保は親元の市区町村で加入することになります。この場合、手続きが必要になります。



学生であっても、経済的に自立している場合は、住所地の国保に加入することになります。

「みんなで助け合っている」わけです。

ここで、疑問に思いませんか? かけた費用の3割しか払わなかったら、残りはどうするの? 実は、残りの7割分は、皆さんが払う国民健康保険料や社会保険料と国の補助金でまかなわれているのです。つまり、「みんなで助け合っている」わけです。

これが日本の保険制度の仕組みです。そして、全員にこの保険制度が適用されることを「皆保険制度」と呼んでいるのです。ですから、「自分は今のところ医者にかからないから保険証はいらない」という自分の都合で保険証を持つことはできないのです。

「そもそも国保って何?」

日本は「皆保険制度」の国です。この皆保険制度、普段耳にしない言葉です。ね。

風邪やケガなどで病院にかかった時、病院の人に「保険証を見せてください」と言われるはず。保険証を見せることで皆さんは、かかった医療費全体の3割分だけ会計で支払えば済みます。

「そもそも国保って何?」

必要なものは「社保の保険証」や「資格が無くなったことを証明する書類」

①就職などにより社保に加入した方は、加入した全員分の社会保険証と今まで加入していた国保の保険証

②退職するなど社は、会社から発行される資格喪失連絡票などの証明書



国保税は世帯主に課税されます

世帯主は、主たる生計の維持者という側面があることから、国保税は世帯主に課税されます。世帯主は社保に加入していても、世帯の中で国保の人がいれば、その分の国保税が世帯主に課税されます。

★注意★

手続きをしないままにしていると、二重に保険税を支払っていることになったり、過去の分の保険税を一度に納税しなければならなくなったりします。(手続きをすることによって重複する分は無くなります)

一度に納税しなければならなくなったりします。(手続きをすることによって重複する分は無くなります)

日本に住所がある限り、保険の資格が途切れることはありません。例えば、退職して社保から抜けたにもかかわらず、国保への手続きを行わずに数年が経過してしまっただけに手続きをした場合でも、社保の資格が無くなった日にさかのぼって国保の資格を取得することになります。これに伴って、国保税がさかのぼって課税されます。

4月になると保険証の手続きをしなければならぬ人が多くなります。大ざっぱに言うと、会社員は「社会保険(以下社保)」、農業などの自営業は「国民健康保険(以下国保)」と分かれているからです。

今まで国保だった方が社保に、あるいはその逆。そんな時は必ず手続きをしてみてください。

会社は手続きをしてくれませんか!!



手続きする期間が定められています

国保法では、資格が変更してから14日以内に手続きをしなければならぬと定められています。

この期間に手続きを行わないと、保険証がない間の医療費は、やむを得ない場合を除いて全額自己負担になります。

# 国民健康保険編

3月や4月は、学校を卒業して就職する方、進学のため一人暮らしを始める方、会社を退職する方など、新しい生活をスタートさせる方も多いと思います。

生活スタイルの変化に伴って、役場で手続きが必要になることがあります。そのままにしておくと後でトラブルになる場合もありますので、面倒だと思わずに早めの手続きをお願いします。

今月号では、基本的な保険の手続きと住所の異動についてご案内します。

# 春は手続きをお忘れなく

国民健康保険 被保険者証

有効期限 **平成27年9月30日**

記号 多 番号 12345

氏名 **多古 太郎**

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男

資格取得年月日 昭和△△年△△月△△日

交付年月日 平成△△年△△月△△日

住所 香取郡多古町多古 584 番地

世帯主氏名 **多古 一郎**

保険者番号 **678910** 保険者名 **多古 町** 多古町長之印

【注意】

医療機関にかかる前に、ココを確認してね!

有効期限が切れていると、窓口で全額(10割)負担となる場合があります。



	内容	必要なもの
国保に加入	多古町に転入したとき	転出証明書 (転入の手続きが必要です)
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書 (資格喪失連絡票など)
	職場の健康保険の扶養から外れたとき	扶養から外れたことを証明する書類
国保から脱退	子どもが生まれたとき	出生届け (住民登録)
	多古町から転出するとき	国保の保険証 (転出の手続きが必要です)
	職場等の健康保険に加入したとき 職場等の健康保険の扶養になったとき 国保加入者がお亡くなりになったとき	国保の保険証、職場から交付される健康保険証 国保の保険証
その他	多古町内で住所が変わった (転居)	
	氏名が変わった	国保の保険証 (住民票の手続きが必要です)
	世帯が変わった 子どもが就学のため他の市町村に転出した	国保の保険証、在学証明書



- すべての手続きに、印鑑(認め印)が必要です
- 窓口に来る方の本人確認ができる書類(運転免許証など)をお持ちください
- 別世帯の方が手続きする場合は、委任状が必要です